

事務連絡  
令和4年6月1日

各都道府県教育委員会  
教科書関係事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局教科書課

文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書の  
需要数報告に当たっての留意事項等について

標記について、留意事項等を別紙にまとめましたので、域内市（特別区を含む。）  
町村教育委員会及び諸学校へ周知していただきますよう、よろしくお願ひします。

なお、一般図書の需要数報告及び教科用特定図書等の需要数報告については、そ  
れぞれ別途7月頃にお知らせします。

**【本件担当】**

文部科学省初等中等教育局教科書課無償給与係

TEL：03-5253-4111（内線2413）

※一般図書について：無償給与係（内線2411）

教科用特定図書等について：教科用特定図書普及促進係  
（内線4743）

## 1. 教科書事務執行管理システムの概要について

「教科書事務執行管理システム」は、「学校用システム」、「設置者用システム」、「都道府県用システム」から構成されており、「需要数集計」及び「受領冊数集計」の機能を持つ。

### (1) 需要数集計

次年度において使用する教科書の必要見込み冊数を集計するもの。

### (2) 受領冊数集計

義務教育諸学校において無償給与された教科書の冊数を集計するもの。

## 2. 需要数報告（検定・著作教科書）における注意事項について

需要数の報告は、教科書製造・供給冊数の根拠となる重要な調査である。域内市（特別区を含む。以下同じ。）町村教育委員会及び諸学校に対して、必要な教科書及びその需要数について報告漏れや報告誤りなどが無いよう十分に指導願いたい。

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第14条により文部科学大臣への報告期限は9月16日となっているため、提出期限は厳守すること。提出に当たっては、教科書事務執行管理システム（都道府県用）により集計・出力した教科書需要集計一覧表（第3表）についてはPDF（紙媒体不要）を、電子データについてはcsvファイルを、メールやファイル転送システム等により提出すること。

なお、都道府県教育委員会においては、文部科学省へ需要数報告を行うとともに、各発行者（又は教科書・一般書籍供給会社）へも併せて送付願いたい。

### (1) 小学校用教科書

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第14条の規定に基づき、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合を除いて、令和4年度と同じ教科書を採択し、正確に需要数を報告すること。

### (2) 中学校用教科書

無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和4年度と同じ教科書を採択し、正確に需要数を報告すること。

なお、中学校用の「社会」の教科書の需要数報告に当たっては、特に次の点に注意すること。

## ○社会

教育課程の別なく第1学年において社会（地理的分野）と社会（歴史的分野）を共に給与することとなっていること。社会（地理的分野）は第2学年まで、社会（歴史的分野）は第3学年まで給与済みの教科書を継続して使用すること。

### （3）特別支援学校及び特別支援学級用教科書

特別支援学校小学部（知的障害）の「体育」における保健領域は、従前生活科で取り扱っていた「健康・安全」のうち「健康管理」について、体育科の保健として取り扱うこととなったため、適切な教科書を採択・使用すること。

「社会」の特別支援学校中学部視覚障害者用[点字版]教科書の需要数報告に当たっては、前述の「（2）中学校用教科書」と同様、教育課程の別なく第1学年において社会（地理的分野）と社会（歴史的分野）の全分冊を共に給与することとなっていることに留意すること。社会（地理的分野）は第2学年まで、社会（歴史的分野）は第3学年まで給与済みの教科書を継続して使用すること。

特別支援学校及び特別支援学級における教科書の使用形態は、

- ・ 文部科学省検定済教科書を使用する場合
- ・ 文部科学省著作教科書を使用する場合
- ・ 文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書を下学年使用する場合
- ・ 学校教育法附則第9条に基づく一般図書（点字版一般図書を含む）を使用する場合
- ・ 教科用特定図書等を学校教育法附則第9条に基づく一般図書として使用する場合

の5つあり、使用教科書によって事務処理が異なるので十分注意すること。

点字版一般図書について、受領の際に「点字が読めない」等を理由に返付される事例が散見されており、需要が少ない点字版一般図書については受注製作されるので、返付することのないように確認の上、需要数を報告すること。

### （4）高等学校用教科書

一部の科目において、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下「平成30年学習指導要領」という。）に基づく教科書が使用されることとなるため、需要数報告に当たっては以下の点に注意すること。

- ① 令和4年4月1日以降に入学した生徒の教科書については、「高等学校用教科書目録（令和5年度使用）」の第1部に登載されている教科書を使用することとなること。
- ② 学習指導要領（平成21年文部省告示第34号）の適用を受ける生徒は、同目録の第2部に登載されている教科書を使用することとなること。なお、

「平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件」（平成30年文部科学省告示第172号）に基づき、保健体育、芸術、福祉、体育、音楽及び美術については、その全部又は一部について、平成30年学習指導要領の規定によることとすることができることとなっていることから、その場合は、これらの科目の教科書について、同目録の第1部に登載されている教科書のうちから採択することができること。

- ③ 学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）の適用を受ける生徒は、同目録の第3部に登載されている教科書を使用することとなること。
- ④ 学習指導要領（平成元年文部省告示第26号）の適用を受ける生徒は、同目録の第4部に登載されている教科書を使用することとなること。
- ⑤ 高等学校の第1学年の需要数の把握に当たっては、過去数年間の入学者数の実績を考慮するなど、正確な数の算出に努めること。
- ⑥ 高等学校は選択科目が多いため、各学校における事前のガイダンスや履修希望調査の実施、学校設置者等における各学校の採択教科書と教育課程との照合等の方法により、正確な需要数の把握に努めること。
- ⑦ 高等学校の需要数は、同目録の「教科書の記号・番号」ごとに計上することとなっているため、分冊となっているものに留意すること。

#### （5）需要数変更の連絡

需要数報告期限（9月16日）後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じやすいので、採択地区の設定・変更、学校及び学科の新設・廃止等、新たに採択する必要がある場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な数の把握に努めること。

需要数を変更する場合には、次のとおり変更の連絡を行うこと。この需要数変更の連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないように、遅くとも原則として教科書使用年度の前年度の12月末までに行うこと。

- ① 変更が生じた市町村教育委員会又は国・公・私立学校の長は、変更箇所が分かるように訂正した需要票（第1表、第2表）及び変更理由と変更による増減数を記載した変更理由書を都道府県教育委員会へ提出する。併せて、教科書取扱書店へ変更の連絡をする。
- ② ①の報告を受けた都道府県教育委員会は、変更箇所が分かるように朱書き見え消し訂正した需要票（第3表）及び変更理由と変更による増減数を取りまとめた変更理由書を文部科学省へ提出する。併せて、教科書・一般書籍供給会社又は教科書発行者（以下「教科書・一般書籍供給会社等」という。）へ変更の連絡をする。

なお、変更冊数が少なく、教科書の製造・供給に支障の生ずるおそれがない程度（都道府県全体で教科書1点当たり100冊以下の増減。ただし、特別支援学校視覚障害者用[点字版]教科書にあっては5冊以下の増減。）であれば、文部科学省への連絡は必要ないが、教科書取扱書店及び教科書・一般書籍供給会社等への連絡は必要である。

ただし、都道府県全体で需要がなかった教科書について新たに需要が発生した、又は、需要があった教科書の需要が都道府県全体で全くなくなった場合は、増減の多寡にかかわらず文部科学省へ連絡すること。

また、12月末以降に変更が生じた場合は、速やかに教科書取扱書店及び教科書・一般書籍供給会社等へ連絡を行うこと。

### 3. 教科書事務執行管理システムの運用について

需要数の入力集計のために使用する標記のシステムについては、令和4年6月1日から専用サイトにおいて掲載している。

なお、システムの運用に当たっては、運用手順マニュアル及び令和4年6月1日付け事務連絡「教科書事務執行管理システムの専用サイト掲載及びヘルプデスクについて」を参照すること。

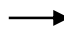
また、必要に応じて、操作マニュアルを参照すること。

### 4. その他

参考資料として、義務教育諸学校用教科書の給与形態の一覧を添付する。

小学校用教科書の給与形態

教科用図書 の種類	学年	前後 期	年 度		
			4	5	6 ※10
国 語	1	前後	[1年用(上)] [1年用(下)]	[1年用(上)] [1年用(下)]	
	2	前後	[2年用(上)] [2年用(下)]	[2年用(上)] [2年用(下)]	
	3	前後	[3年用(上)] [3年用(下)]	[3年用(上)] [3年用(下)]	
	4	前後	[4年用(上)] [4年用(下)]	[4年用(上)] [4年用(下)]	
	5	前後	[5年用(上)] [5年用(下)]	[5年用(上)] [5年用(下)]	※1
	6	前後	[6年用(上)] [6年用(下)]	[6年用(上)] [6年用(下)]	※1
書 音 写 楽	1	前	[1年用]	[1年用]	
	2	前	[2年用]	[2年用]	
	3	前	[3年用]	[3年用]	
	4	前	[4年用]	[4年用]	
	5	前	[5年用]	[5年用]	
	6	前	[6年用]	[6年用]	
社 会	3	前	[3年用]	[3年用]	
	4	前	[4年用]	[4年用]	
	5	前	[5年用]	[5年用]	※2
	6	前	[6年用]	[6年用]	※3
地 図	3	前	[3～6年用]	[3～6年用]	
	4	前	3～6年用	3～6年用	3～6年用
	5	前	3～6年用	3～6年用	3～6年用
	6	前	4～6年用	3～6年用	3～6年用
算 数	1	前	[1年用]	[1年用]	
	2	前後	[2年用(上)] [2年用(下)]	[2年用(上)] [2年用(下)]	※5
	3	前後	[3年用(上)] [3年用(下)]	[3年用(上)] [3年用(下)]	※5
	4	前後	[4年用(上)] [4年用(下)]	[4年用(上)] [4年用(下)]	※5
	5	前後	[5年用]	[5年用]	※6
	6	前	[6年用]	[6年用]	※7
理 科	3	前	[3年用]	[3年用]	
	4	前	[4年用]	[4年用]	
	5	前	[5年用]	[5年用]	
	6	前	[6年用]	[6年用]	
生 活	1	前後	[1・2年用(上)] [1・2年用(下)]	[1・2年用(上)] [1・2年用(下)]	
	2	前後	1・2年用(上) 1・2年用(下)	1・2年用(上) 1・2年用(下)	1・2年用(上) 1・2年用(下)
図画工作	1	前後	[1・2年用(上)] [1・2年用(下)]	[1・2年用(上)] [1・2年用(下)]	
	2	前後	1・2年用(上) 1・2年用(下)	1・2年用(上) 1・2年用(下)	1・2年用(上) 1・2年用(下)
	3	前後	[3・4年用(上)] [3・4年用(下)]	[3・4年用(上)] [3・4年用(下)]	
	4	前後	3・4年用(上) 3・4年用(下)	3・4年用(上) 3・4年用(下)	3・4年用(上) 3・4年用(下)
	5	前後	[5・6年用(上)] [5・6年用(下)]	[5・6年用(上)] [5・6年用(下)]	
	6	前後	5・6年用(上) 5・6年用(下)	5・6年用(上) 5・6年用(下)	5・6年用(上) 5・6年用(下)
家 庭	5	前	[5・6年用]	[5・6年用]	
	6	前	5・6年用	5・6年用	5・6年用
保 健	3	前	[3・4年用]	[3・4年用]	
	4	前	3・4年用	3・4年用	3・4年用
	5	前	[5・6年用]	[5・6年用]	
	6	前	5・6年用	5・6年用	5・6年用
英 語	5	前	[5年用]	[5年用]	※8
	6	前	[6年用]	[6年用]	
特別の教科 道徳	1	前	[1年用]	[1年用]	※9
	2	前	[2年用]	[2年用]	※9
	3	前	[3年用]	[3年用]	※9
	4	前	[4年用]	[4年用]	※9
	5	前	[5年用]	[5年用]	※9
	6	前	[6年用]	[6年用]	※9

(注) 1 [ ] は教科書の給与を示し， は継続使用を示す。

2 令和5年度に無償給与の対象となる小学校用教科書は，原則として，上記給与形態表に記載のある令和5年度使用教科書に限られる。

(その他)

※1 東書・光村〔国語〕5年用，6年用については，学年で1冊となっている。

※2 東書〔社会〕5年用については2分冊となっており，下巻は後期に給与する。

※3 東書〔社会〕6年用については分冊となっているが，2分冊を併せて前期に給与する。

※4 東書〔算数〕1年用については2分冊となっているが，2分冊を併せて前期に給与する。  
学図・日文〔算数〕1年用については2分冊となっており，下巻は後期に給与する。

※5 大日本〔算数〕2～4年用については，各学年で1冊となっている。

※6 東書・学図・日文〔算数〕5年用については2分冊となっており，下巻は後期に給与する。

※7 学図〔算数〕6年用については，別冊を併せて前期に給与する。

※8 東書〔英語〕の別冊は，5学年用に併せて前期に給与し，5・6年の2年間使用する。

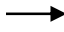
※9 学図・日文・あか図〔道徳〕については，各学年用に併せて別冊を前期に給与する。

※10 令和6年度使用教科書の給与形態は未定である。

中学校用教科書の給与形態

教科用図書の種類		学年	年 度		
			4	5	6
国語 数学 理科 英語 特別の教科 道徳		1	[新]	[新] ※1	[新]
		2	[新]	[新] ※1	[新]
		3	[新]	[新] ※1	[新]
書写 地図 音楽(器楽合奏) 保健体育		1	[新]	[新]	[新]
		2	新	新	新
		3	旧	新	新
社 会		1	[新(地)][新(歴)]	[新(地)][新(歴)] ※2	[新(地)][新(歴)]
		2	新(地) 新(歴)	新(地) 新(歴)	新(地) 新(歴)
		3	旧(歴) [新(公)]	新(歴) [新(公)]	新(歴) [新(公)]
音楽 (一般)	第1学年用	1	[新]	[新]	[新]
	第2・3学年用	2	[新(上)][新(下)]	[新(上)] [新(下)]	[新(上)][新(下)]
		3	新(上) 新(下)	新(上) 新(下)	新(上) 新(下)
美術	第1学年用	1	[新]	[新]	[新]
	第2・3学年用	2	[新]	[新] ※3	[新]
		3	新	新	新
技術・家庭		1	[新(技術分野)] [新(家庭分野)]	[新(技術分野)] ※4 [新(家庭分野)]	[新(技術分野)] [新(家庭分野)]
		2	新(技術分野) 新(家庭分野)	新(技術分野) 新(家庭分野)	新(技術分野) 新(家庭分野)
		3	旧(技術分野) 旧(家庭分野)	新(技術分野) 新(家庭分野)	新(技術分野) 新(家庭分野)



- (注) 1 [ ] は教科書の給与を示し， は継続使用を示す。
- 2 新とは「中学校用教科書目録（令和5年度使用）」に登載されたもの。  
旧とは「中学校用教科書目録（平成32年度使用）」に登載されたもの。
- 3 (地)は「(地理的分野)」，(歴)は「(歴史的分野)」，(公)は「(公民的分野)」をそれぞれ示す。
- 4 令和5年度に無償給与の対象となる中学校用教科書は，原則として，上記給与形態表に記載のある令和5年度使用教科書に限られる。

(その他)

- ※1 数研〔数学〕，日文・あか図〔道徳〕については，各学年用に併せて別冊を給与する。
- ※2 社会については，教育課程の別なく第1学年において〔社会(地理的分野)〕と〔社会(歴史的分野)〕を共に給与し，〔社会(地理的分野)〕は第2学年までの2年間，〔社会(歴史的分野)〕は第3学年までの3年間，給与済みの教科書を継続して使用する。
- ※3 日文〔美術〕については，第2・3学年用が2分冊となっているので，上下巻を併せて給与する。
- ※4 教図〔技術・家庭(技術分野)〕については，別冊を併せて給与する。

-特別支援学校小学部視覚障害者用著作教科書（点字版）の給与形態

教科用図書の種類	学 年	前 後 期	年 度		
			3	4	5
国 語	1	前 後	点字導入編 1-1 1-2	点字導入編 1-1 1-2	(分冊形態未定)
	2	前 後	2-1 2-2 2-3	2-1 2-2 2-3	(分冊形態未定)
	3	前 後	3-1 3-2 3-3 3-4	3-1 3-2 3-3 3-4	(分冊形態未定)
	4	前 後	4-1 4-2 4-3 4-4	4-1 4-2 4-3 4-4	(分冊形態未定)
	5	前 後	5-1 5-2 5-3 5-4	5-1 5-2 5-3 5-4	(分冊形態未定)
	6	前 後	6-1 6-2 6-3 6-4	6-1 6-2 6-3 6-4	(分冊形態未定)
社 会	3	前 後	3-1 3-2 3-3 3-4	3-1 3-2 3-3 3-4	(分冊形態未定)
	4	前 後	4-1 4-2 4-3 4-4 4-5	4-1 4-2 4-3 4-4 4-5	(分冊形態未定)
	5	前 後	5-1 5-2 5-3 5-4 5-5 5-6 5-7	5-1 5-2 5-3 5-4 5-5 5-6 5-7	(分冊形態未定)
	6	前 後	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6 6-7 6-8	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6 6-7 6-8	(分冊形態未定)
算 数	1	前 後	触って学ぶ導入編 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 1-7	触って学ぶ導入編 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 1-7	(分冊形態未定)
	2	前 後	2-1 2-2 2-3 2-4 珠 1 2 3 4 2-5 2-6 2-7 2-8	2-1 2-2 2-3 2-4 珠 1 2 3 4 2-5 2-6 2-7 2-8	(分冊形態未定)
	3	前 後	3-1 3-2 3-3 3-4 3-5 3-6 3-7 3-8 3-9	3-1 3-2 3-3 3-4 3-5 3-6 3-7 3-8 3-9	(分冊形態未定)
	4	前 後	4-1 4-2 4-3 4-4 4-5 4-6 4-7 4-8 4-9 4-10	4-1 4-2 4-3 4-4 4-5 4-6 4-7 4-8 4-9 4-10	(分冊形態未定)
	5	前 後	5-1 5-2 5-3 5-4 5-5 5-6 5-7 5-8 5-9 5-10 5-11 5-12	5-1 5-2 5-3 5-4 5-5 5-6 5-7 5-8 5-9 5-10 5-11 5-12	(分冊形態未定)
	6	前 後	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6 6-7 6-8 6-9	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6 6-7 6-8 6-9	(分冊形態未定)
理 科	3	前 後	3-1 3-2 3-3 3-4 3-5	3-1 3-2 3-3 3-4 3-5	(分冊形態未定)
	4	前 後	4-1 4-2 4-3 4-4 4-5	4-1 4-2 4-3 4-4 4-5	(分冊形態未定)
	5	前 後	5-1 5-2 5-3 5-4 5-5	5-1 5-2 5-3 5-4 5-5	(分冊形態未定)
	6	前 後	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5	(分冊形態未定)
英 語	5	前 後	5-1 5-3 5-2	5-1 5-3 5-2	(分冊形態未定)
	6	前 後	5-1 5-3 5-2	5-1 5-3 5-2	(分冊形態未定)
特別の教科 道徳	1	前	<u>1-1 1-2</u>	<u>1-1 1-2</u>	(分冊形態未定)
	2	前	<u>2-1 2-2</u>	<u>2-1 2-2</u>	(分冊形態未定)
	3	前	<u>3-1 3-2</u>	<u>3-1 3-2</u>	(分冊形態未定)
	4	前	<u>4-1 4-2</u>	<u>4-1 4-2</u>	(分冊形態未定)
	5	前	<u>5-1 5-2</u>	<u>5-1 5-2</u>	(分冊形態未定)
	6	前	<u>6-1 6-2</u>	<u>6-1 6-2</u>	(分冊形態未定)

(注) 1 珠は「珠算編」を示す。

特別支援学校中学部視覚障害者用著作教科書（点字版）の給与形態

教科用図書の種類	学年	前後期	年 度		
			4	5	6
国 語	1	前後	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6
	2	前後	2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6	2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6	2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6
	3	前後	3-1 3-2 3-3 3-4 3-5 3-6	3-1 3-2 3-3 3-4 3-5 3-6	3-1 3-2 3-3 3-4 3-5 3-6
社 会	1	前後	地 1 2 3 4 5 6 歴 1 2 3 9 10 地 7 8 9 10 11 12 歴 4 5 6 7 8	地 1 2 3 4 5 6 歴 1 2 3 9 10 地 7 8 9 10 11 12 歴 4 5 6 7 8	地 1 2 3 4 5 6 歴 1 2 3 9 10 地 7 8 9 10 11 12 歴 4 5 6 7 8
	2	前後	{ 地 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 } { 歴 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 }	{ 地 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 } { 歴 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 }	{ 地 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 } { 歴 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 }
	3	前後	{ 歴 1・資1 2 3 4 5 6 7 8 } 9(資2) 公 12345 12 公 6789 10 11	{ 歴 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 }	{ 歴 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 }
数 学	1	前後	1-1 1-2 1-3 探究ノト 1-4 1-5 1-6 1-7 1-8	1-1 1-2 1-3 探究ノト 1-4 1-5 1-6 1-7 1-8	1-1 1-2 1-3 探究ノト 1-4 1-5 1-6 1-7 1-8
	2	前後	2-1 2-2 2-3 探究ノト 2-4 2-5 2-6 2-7	2-1 2-2 2-3 探究ノト 2-4 2-5 2-6 2-7	2-1 2-2 2-3 探究ノト 2-4 2-5 2-6 2-7
	3	前後	3-1 3-2 3-3 3-4 探究ノト 3-5 3-6 3-7 3-8 3-9	3-1 3-2 3-3 3-4 探究ノト 3-5 3-6 3-7 3-8 3-9	3-1 3-2 3-3 3-4 探究ノト 3-5 3-6 3-7 3-8 3-9
理 科	1	前後	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 1-7 1-8 1-9 1-10 1-11	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 1-7 1-8 1-9 1-10 1-11	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 1-7 1-8 1-9 1-10 1-11
	2	前後	2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 2-8 2-9 2-10 2-11 2-12	2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 2-8 2-9 2-10 2-11 2-12	2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 2-8 2-9 2-10 2-11 2-12
	3	前後	3-1 3-2 3-3 3-4 3-5 3-6 3-7 3-8 3-9 3-10 3-11 3-12	3-1 3-2 3-3 3-4 3-5 3-6 3-7 3-8 3-9 3-10 3-11 3-12	3-1 3-2 3-3 3-4 3-5 3-6 3-7 3-8 3-9 3-10 3-11 3-12
英 語	1	前後	1-1 1-2 1-4 資1 2 3 4 1-3 1-5	1-1 1-2 1-4 資1 2 3 4 1-3 1-5	1-1 1-2 1-4 資1 2 3 4 1-3 1-5
	2	前後	2-1 2-2 2-6 2-3 2-4 2-5	2-1 2-2 2-6 2-3 2-4 2-5	2-1 2-2 2-6 2-3 2-4 2-5
	3	前後	3-1 3-2 3-6 3-3 3-4 3-5	3-1 3-2 3-6 3-3 3-4 3-5	3-1 3-2 3-6 3-3 3-4 3-5
特別の教科 道徳	1	前	1-1 1-2	1-1 1-2	1-1 1-2
	2	前	2-1 2-2	2-1 2-2	2-1 2-2
	3	前	3-1 3-2	3-1 3-2	3-1 3-2

(注) 1 → 及び {} は継続使用を示す。

2 地は「(地理的分野)」，歴は「(歴史的分野)」，公は「(公民的分野)」，資は「資料編」をそれぞれ示す。

3 社会については，教育課程の別なく第1学年において〔社会(地理的分野)〕と〔社会(歴史的分野)〕の全分冊を共に給与し、〔社会(地理的分野)〕は第2学年までの2年間，〔社会(歴史的分野)〕は第3学年までの3年間，給与済みの教科書を継続して使用する。